

中村祐司著「森林整備、県挙げ対策を」とちぎ寸言、読売新聞栃木版 2010年5月19日朝刊を読む

森林整備 県挙げ対策を

1. この時期、もえたつ若葉を目にして、さわやかな気持ちになる人は多いはずだ。森林や里山がもたらす恩恵は木材生産、水源のかん養、山崩れ防止、大気の浄化、さらには森林浴など多岐にわたる。
2. 栃木県では県土の55%が森林であり、その45%をスギやヒノキといった人工林が占めている。しかし、長年の木材価格低迷や財源難の影響を受け、県の森林整備事業は今、大きな転機に立たされている。
3. 森林の民有地に県が造林し、伐採時に収益を土地所有者と分け合う「分収林事業」は100年の歴史を持つ。1986年にこの事業を引き継いだ県森林整備公社は2007年度に新規契約を中止し、今日に至っている。
4. 「伐採時に収益」といっても、苗木の植栽から伐採までには長い年月を要する。一般的にスギの場合35年程度、ヒノキで40年程度といわれている。気の遠くなるような年数である。
5. その間、「育林」と呼ばれる下刈り、つる切り、枝打ち、除伐といった精魂込めた手入れが不可欠である。
6. 3月末に設置された検討会の一員として、4月に県北の分収林、奥山林、里山林の整備状況を見る機会があった。険しい山中を縫うように作られた林道を進んで行き着いた奥山林は、まるで木々一本一本がのびのびと呼吸しているようだった。対照的に放置された荒廃林は陽の光や息吹が全く感じられなかった。
7. また、30年以上に及ぶ育林で伐採期をようやく迎えた人工林をクマがはいでしまい、木材として使いものにならなくなる「剥皮被害」^{はくひ}の現場も見た。
8. 財政面で多くの課題に直面する森林整備事業の打開策はどこにあるのか。奥山林・里山林の整備や「森を育む人づくり」を行っている「とちぎの元気な森づくり県民税事業」に協力してもらうよう県民に呼びかけるべきではないか。若者を担い手とする新たな雇用の場作りや県産材の普及にももっと力を入れていくべきであろう。

[コメント]

県土の 55 %を占める森林を未整備のまま放置して滅ぼして子孫に言い訳ができるのか。中村先生の提言には全面賛成。やり方に工夫をこらせば、低酸素社会の実現や内需拡大、何よりも森林に親しむことは 200 万人の栃木県民と関係する人々の精神的充足、心の平安にもなる。

- 2010 年 5 月 19 日 林明夫記 -